

意見書案第1号

台湾の国際民間航空機関（ICAO）及び国際刑事警察機構（ICPO）への参加を積極的に支援するよう求める意見書

釧路市議会では、これまで日台友好議員連盟の活動等を通じて、台湾との友好を促進し、親善を図ってきている。こうした中、台湾は国際社会の重要な一員でありながら、国際的な航空ルールや基準を策定する国際組織である国際民間航空機関（ICAO）に加盟できていない現状があり、これは航空安全確保の観点から課題となっている。

台湾が管轄する「台北飛行情報区（台北FIR）」は、東アジア太平洋地域における航空交通管理の重要なハブであり、我が国と東南アジアを結ぶ主要航路に位置している。台湾の民用航空局はICAOに加盟できていない中でも、他国から情報提供を受けてその規定の遵守に取り組んでいるが、近年は自然災害、地政学的衝突などにより、飛行の安全確保において従来よりも高い基準が求められている。したがって、国際的基準の協議に台湾が参加することにより、国際航空のさらなる安全確保を進める必要がある。

また、台湾は国際犯罪の防止と対策のために世界各国の警察機関が協力する国際組織である国際刑事警察機構（ICPO）にも参加できていない。台湾の在留日本人は2万人を超えており、安全確保の観点から課題がある。さらに近年、麻薬取引や特殊詐欺、サイバー犯罪といった越境犯罪は深刻化しており、犯罪グループはテクノロジーを悪用して国境を越えた活動を展開している。日本国内でも問題となっている「闇バイト」関連の犯罪が海外を拠点に指示されていた例もあり、グローバルな法執行ネットワークに台湾が加わっていないことは、世界の治安ネットワークに重大な欠落を生じさせている。ICPOが掲げる「最大限の相互協力」を実現するためには、能力と意欲を持つ台湾の参加が不可欠である。

よって、国においては、台湾のICAO及びICPOへの参加を積極的に支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

釧路市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
外務大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官 国家公安委員会委員長		